令和2年第1回粕屋町議会臨時会会議録(目次)

第1号 1月31日(金)

•	開	会			5
•	会議録	署名議	員の指名		5
•	会期の	決定…			5
•	議案等	の上程	皇(第1号~第	6号)	5
•	議案等	に対す	-る質疑		7
•	議案等	の委員	会付託		7
•	各委員	長の審	ぎ 査結果報告・	質疑・討論・採決	8
	議案第	1号	粕屋町一般職	の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
			について		8
	議案第	2号	粕屋町特別職	の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
			について		8
	議案第	3号	粕屋町議会議	員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部	
			を改正する条	例について1	0
	議案第	4号	令和元年度	粕屋町一般会計補正予算について1	1
	議案第	5号	令和元年度	粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について1	2
	議案第	6号	令和元年度	粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について1	2
•	閉	会		₁	5

令和2年第1回(1月)

粕屋町議会臨時会

令和2年1月31日(金)

令和2年第1回粕屋町議会臨時会会議録(第1号)

令和2年1月31日(金) 午前9時30分開会 於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案等の上程
- 第4. 議案等に対する質疑
- 第5. 議案等の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

2. 出席議員(15名)

1番	末	若	憲	治		10番	久	我	純	治
2番	井	上	正	宏		11番	本	田	芳	枝
3番	案	浦	兼	敏		12番	八	尋	源	治
4番	安	藤	和	寿		13番	木	村	優	子
5番	中	野	敏	郎		14番	Щ	脇	秀	隆
6番	太	田	健	策		15番	小	池	弘	基
7番	Ш	口		晃		16番	鞭	馬	直	澄

3. 欠席議員(1名)

8番 田川正治

9番福永善之

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 吉 村 有輝子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(23名)

町 長 彰 副町 長 吉 武 信 一 箱 田 教育 長 山 野 勝 西村久朝 総務部長 寬 都市政策部長 山本 浩 住民福祉部長 中小原 浩 臣 総務課長 堺 哲 弘 経営政策課長 今 泉 真 次 税務課長 収納課長 中原一雄 臼 井 賢太郎 協働のまちづくり課長 学校教育課長 早川良一 豊福健司 吉村健二 社会教育課長 新宅信久 給食センター所長 田代久嗣 八 尋 哲 男 都市計画課長 地域振興課長 道路環境整備課長 安松茂久 上下水道課長 松 本 義 隆 総合窓口課長 渋 田 香奈子 子ども未来課長 神近秀敏 介護福祉課長 石 川 弘 一 健康づくり課長 古 賀 みづほ 会計課長 藤川真美

(開会 午前9時30分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

皆さま、改めましておはようございます。

昨年は、元号が平成から令和に引き継がれました。日本の歴史の重みを、改めて 感ずることができました。今年は、日本で東京オリンピック・パラリンピックが開 催され、世界各国からたくさんの選手と応援の方々が来日をされます。日本のおも てなしを、世界に発信してくれることと思っております。

気がかりなことは、新型コロナウイルスによる肺炎の感染症が拡大していることでございます。感染拡大防止の1つには、一人一人が自分の身は自分で守るということを自覚して、しっかりと対応することと思います。庁舎内では、昨日からマスクの着用を実施しております。議会におきましても、マスクの着用を許可いたしたいと思いますので、議員の皆さまには事情をご賢察の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。今年も、粕屋町の更なる発展に皆さまと一緒に力を合わせて、健康と安全第一で取組んでまいります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、議席番号8番、田川正治議員から、体調不良のため欠席届が提出をされております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第1回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長 (鞭馬直澄君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、 7番、川口晃議員及び9番、福永善之議員を指名いたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

日程第3、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本臨時会に町から提出されました議案は 6件であります。

議案提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長(箱田 彰君)

改めて、おはようございます。

新年、正月の月も本日で最後でございます。新型コロナウイルスの感染拡大、そのような大きな出来事の中で、あっという間に過ぎ去ってしまった新年の幕開けだったと思います。この新型コロナウイルスの拡大、拡散防止につきましては、昨日、粕屋町におきましても、対策本部を立ち上げました。これは関係各課、全課によって住民に対する周知徹底、また各公共施設での拡散をしない、そういった対策を全力を挙げて今後も行ってまいりたいと思っております。

本日、令和2年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に おかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝を申し上げたいと 思います。

それでは、「議案等の上程」を行います。本日の臨時会に町から提案いたします 議案は、条例の改正が3件、令和元年度補正予算が3件、以上6件でございます。 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正法案が国会におきまして、令和元年11月15日に可決成立しましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。

今回の改正の概要といたしましては、第一に官民給与の較差0.09%を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を平均0.1%引上げるものでございます。第二に、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.45月分から4.5月分へ0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。なお、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。第三に、住居手当について、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げるものでございます。

次に、議案第2号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。議案第2号と第3号は、

人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の 支給月数を、年間3.35月分から3.4月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでご ざいます。

議案第4号は、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。 今回は、歳入歳出予算の総額には増減がございません。歳入の補正はなく、歳出と いたしましては、給与改定に伴う人件費の増額、及び人件費不用額の精算の結果、 2,995万1千円を減額するものでございます。また、財源調整のため減額分2,995万 1千円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に、議案第5号は、「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、39億9,664万3千円とするものでございます。増減の主なものとしましては、給与改定に伴う人件費の増額、及び人件費不用額の精算の結果、歳入は繰入金を96万2千円減額し、歳出は総務費を96万円減額するものでございます。

次に議案第6号は、「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、5億3,911万8千円とするものでございます。増減の主なものとしましては、給与改定に伴う人件費の増額、及び人件費不用額の精算の結果、歳入は繰入金を78万円減額し、歳出は総務費を78万円減額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますよう、お 願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

それでは日程第4、「議案等に対する質疑」に入ります。質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

日程第5、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました1号議案から3号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、4号議案、5号議案、及び6

号議案の補正予算関係につきましては、地方自治法第109条第1項、及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に中野敏郎議員、副委員長に久我純治議員であります。

ただ今から各委員会審査のため、本会議を暫時休憩いたします。付託の委員会審査がすべて終了次第、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、休憩いたします。

> (休憩 午前9時41分) (再開 午前11時10分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

それでは、再開いたします。

上程されました議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第1号、及び議案第2号につきまして、付託を受けました総務常任委員会の 審査の結果と経過につきまして、報告いたします。

議案第1号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」です。人事院勧告に基づく国家公務員の給料改正法案が、令和元年11月15日、国会で可決成立したことから、国家公務員の給料改定に準じ、一般職の職員給料につきましても改定されるものであります。改正の概要としましては、第一に官民給与の較差0.09%の解消を目的とした初任給、及び若年層の給与月額の平均0.1%の引上げ。第二にボーナスについて、官民の支給割合の均衡を図ることを目的とした、支給月数年間4.45月分から4.5月分への0.05月分引き上げ。第三に住居手当について、民間における住宅手当の支給状況などを踏まえた支給対象となる家

賃下限額の4千円の引上げと、それにより生ずる原資を用いた、支給手当上限額の 千円の引上げとなっております。

これにつきまして、当委員会のほうで慎重に審査いたしました結果、全員賛成を もって可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

次に議案第2号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について」です。議案第1号と同様に、人事院勧告に基づき、国の特別職国家 公務員の給与が改定されたことに準じまして、粕屋町特別職の期末手当の支給月数 が、年間3.35月分から3.4月分へ0.05月分引上げられたものであります。

これも同じく、当総務常任委員会におきまして慎重に審査いたしました結果、全員賛成をもって可決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。

以上でございます。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の「委員長報告に対する質疑」に入ります。質疑は一括番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第1号の「討論」に入ります。 まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて「討論」を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

賛成多数であります。よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

これより議案第2号の「討論」に入ります。 まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて「討論」を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに替成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

賛成多数であります。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

続きまして、議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

福永議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 登壇)

◎9番(福永善之君)

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けた議会運営委員会の審査の経過、並びに結果について報告します。

初めに改正内容は、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改正法案が令和元年 11月15日、国会で成立しました。国の特別職及び粕屋町の特別職の給与改定に準じて、粕屋町の議会議員の期末手当の支給月数年間3.35月分から3.4月分へ0.05月分引上げられたものです。

次に、当委員会での審査経過と経緯について説明します。審査の結果については、 委員会の意見・発言等はありませんでした。審査の結果については、全員賛成でした。

以上です。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の「委員長報告に対する質疑」に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第3号の「討論」に入ります。 まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて「討論」を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成のボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

賛成多数であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決いたしま した。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、議案第4号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第4号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました 予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過 につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみを報告と させていただきます。

今回は、歳入歳出予算の総額の増減はありません。歳入の補正はなく、歳出とい

たしましては、人事院勧告に伴う給与改定による人件費の増額、及び人件費不用額の精算の結果、2,995万1千円を減額し、同額を財政調整基金積立金として計上いたしております。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、報告して終わります。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

この議案につきましては、ただ今の委員長報告のとおり、議員全員による審査を 行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第4号の「討論」に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて「討論」を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第5号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、 議案第6号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、以上 特別会計2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第5号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算」につきまして、 付託を受けました、予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。 なお、第5号議案、及び第6号議案につきましては、第4号議案同様、議員全員に よる審査でございましたので、要点のみご報告いたします。

第5号議案、今回は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、39億9,664万3千円とするものでございます。増額の主なものといたしましては、給与改定に伴う人件費の増額、及び人件費の不用額の精査の結果、歳入は繰入金を96万2千円減額し、歳出は総務費を96万円減額するものでございます。

以上、予算特別委員会で慎重審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことを決しましたことをご報告いたします。

次に第6号議案「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。今回は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億3,911万8千円とするものでございます。増減の主なものといたしましては、給与改定に伴う人件費の増額、及び人件費不用額の精算の結果、歳入は繰入金を78万円減額し、歳出は総務費を78万円減額するものでございます。

以上、予算特別委員会で慎重審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

以上です。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

これらの議案につきましても、ただ今の委員長報告のとおり議員全員による審査を行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第5号の「討論」に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて「討論」を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に議案第6号の「討論」に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて「討論」を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長 に一任していただくことに決定をいたしました。

町長から発言の申し出があっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

令和2年第1回粕屋町臨時議会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました案件につきましては、ご賛同いただき、議決していただき

ました。本当にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、昨日参議院の本会議におきまして、4兆4千億円を超える国の補正予算が成立しました。これは粕屋町にとりましても、防災、あるいはその安全安心なまちづくりのための事業に関わるものもございます。今後は、可決されました補正予算に基づいて、粛々と町の政策を進めてまいりたいと思っております。

今年度、令和元年度でございますが、もうあとわずかとなりました。残されました事務事業を遅滞なく遂行し、またそれと併せて、新年度の準備も職員一同、一丸となって精力的に推し進めてまいる所存でございます。どうか、町議会の議員の皆さまのご理解、そしてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。まだまだ寒い日が続きます。どうか十分お身体にご注意していただき、公私共々ご活躍されますことを、心から祈念申し上げまして、私の御挨拶にさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎議長(鞭馬直澄君)

お諮りします。本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年第1回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって令和2年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前11時30分)

会議録調製者 古賀博文ほか議会事務局職員

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 川口 晃

署名議員 福永善之